

令和7年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月17日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時55分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（13名）

副議長	1番	村上 緑一君	2番	石川 陽介君
	3番	湊 祐介君	4番	中山 義隆君
	5番	加納 由美子君	6番	奥山 かおり君
	7番	西川 剛君	8番	佐藤 正君
	9番	真保 誠君	10番	喜多 武彦君
	12番	大西 陽君	13番	十河 剛志君
議長	15番	山居 忠彰君		

出席説明員

市長	渡辺 英次君	副市長	法邑 和浩君
総務部長	大橋 雅民君	市民部長	三上 正洋君
健康福祉部長	東川 晃宏君	経済部長	坂本 英樹君
建設環境部長	藪中 晃宏君	財政課長	佐藤 寛之君

教育委員会 教育委員会長	泉山 浩幸君	教育委員会 生涯学習部長	丸 徹也君
-----------------	--------	-----------------	-------

市立病院 副管理者	中館 佳嗣君	市立病院 経営管理部長	池田 亨君
--------------	--------	----------------	-------

監査委員 浅利知充君

監査委員長 土田実君

事務局出席者

議会事務局長 岡崎忠幸君

議会事務局長 須藤友章君

議会事務局
総務課副長 德竹和美君

議会事務局
総務課主任主事 清水健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君）　ただいまの出席議員は全員であります。
これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君）　ここで、事務局長から、諸般の報告をいたします。
○議会事務局長（岡崎忠幸君）　御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

6番　奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇）　令和7年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、高等学校の存続に向けてと題しまして質問をいたします。

高等学校、とりわけ士別東高校に関して伺います。東高校に関しては、これまで多くの議員の方々が質問として取り上げ、様々な視点から提言がされているところです。昭和34年に建てられ、築60年以上が経過、校内はきれいに使用されているとはいえ、必要となる修繕をしてきたとはいえ、やはり校舎の老朽化が顕著であります。

市民の方から寄せられる声といたしまして、不登校だった子供が、学校に行くのが楽しいと言つて通うようになってよかったです、市の財源が決して潤沢ではないことから、現在閉校となっている学校を利活用できないものなのか、また、地域性を生かしていることから、上士別に残すとなればどうなるのかなど、これからも小規模校だからこそのメリットが生かされていくことを望む立場から質問をしております。

まず1点目といたしましては、今後の校舎の在り方についてどのように考えているのか、また、今後予定されているスケジュールについてお伺いいたします。

次に、ホームページを確認しますと、在校生は、1年生が7名、2年生が6名、3年生7名、計20名と分かりますが、現状把握のため、併せて令和3年度からの生徒数の推移についてもお聞かせ願います。

最後になりますが、地域みらい留学についての考え方についてもお伺いいたします。ちょうど地域みらい留学をコーディネートされている方とお話しする機会に恵まれました。この事業に関しては、国としても地方創生として力を入れていること、道内での成功事例のお話も聞かせていただきましたが、高校時代からそれぞれの自治体に高校生として移住をして、そのまま高

校3年間を過ごして、就職先もその自治体を選んでくれて、定住にもつながったといったお話を聞きました、メリットとしてもあるのではないかなどと考えました。士別市として考えがあるのか、この点も伺い、質問を終えます。(降壇)

○議長（山居忠彰君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、士別東高校校舎の老朽化についてです。

東高校の校舎は築後60年以上が経過し、これまで幾多の修繕工事を繰り返しながら校舎機能の維持に努めてきました。しかしながら、現校舎における生徒の安全・安心かつ適切な教育環境、教育施設としての維持管理に限界が見受けられることから、数年先をも見通し、かつ、速やかな対応が必要であると認識しております。

そこで、今後の校舎の在り方についてですが、現校舎の大規模改修については、校舎の現状から、また、校舎の新築については、多大な建設費用から大きな財政負担が想定され、現状の市の財政状況を鑑みると難しいものと考えています。

そのため、現在進めている士別市公共施設マネジメント基本計画に基づき、既存施設の最適化の観点からも、市のストック財産である教育施設の活用も鑑みながら進めていくとともに、その間の現校舎の維持管理につきましては、これまで同様、生徒の安全・安心を踏まえた管理に努めてまいります。

次に、今後のスケジュールについてです。今年度からの本格的な検討開始に当たり、現時点においてスケジュールの詳細についてはお示しできませんが、まずは学校内で教育課程や教育環境などについての方針をまとめ、地域の皆様との意見交換を丁寧に進めながら、生徒のよりよい教育環境の実現に向けて具体的な検討協議を進めてまいります。

次に、生徒数の推移についてです。

直近の5年間の生徒数の推移は、令和3年度25名、令和4年度25名、令和5年度25名、令和6年度16名となっており、今年度については新入生が7名入学し20名となっており、おおむね学年7、8名程度の生徒数で推移しているところです。

最後に、地域みらい留学についてです。

士別翔雲高等学校に対する地域みらい留学の活用については、令和6年第1回定例会の大綱質疑において真保議員にお答えしたとおりです。

一方で、東高校においては現在、様々な事情で学校に通うことが難しかった生徒が多く在籍していることも踏まえ、社会から孤立しないように地域とつなげる移行支援や、生徒個々に合わせ、中学校から高校への学習を円滑につなげる学び直しなど、独自のカリキュラムを取り組んでいます。また、小規模校の特色を生かし、生徒一人一人の個性や特性に対応した指導の実践を心がけています。

こうしたことから、全国から生徒を集める地域みらい留学については、学校の指導方針、教育方針にそぐわない部分だとか、それから施設環境の課題もあることから、現時点で活用する

ことは考えていないところであります。

東高校は、先ほど申し上げたとおり、様々な課題や環境の下で入学した生徒が多いことや、地域とのつながりといった教育資源が豊富であるといった特色があり、地域と連携し、学ぶ意欲にあふれ、地域活動に貢献することができる人材育成を目標に、生徒一人一人を大切にした教育活動、社会で生きていく力を育む教育活動をベースに、東高校だからこそできる教育、東高校にしかできない教育を実践しています。どんなときも生徒に寄り添い、地域とのつながりの中でのるさとに対する愛着や誇りを育んだり、社会性や望ましい勤労観、職業観を身につけさせたりするなど、自立した社会人として地域社会に貢献できる人材を育んでいます。

小規模校ならではの生徒一人一人に適切な指導と必要な支援ができる東高校の存在は貴重であり、今後も多様化する社会において必要とされる教育施設であるものと考えているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 確認もしたいので再質問をさせていただきたいと思います。

小規模校という捉え方なんですけれども、生徒数としての具体的な数字とかというのはどうくらいと思えばいいものなんでしょうかというのと、今後、地域の方々ともお話をしていく、意見交換をしていくというのがスケジュールとしてお示しをされたのですが、この地域が指すのは、上士別という地域だけではなくて、士別市内、もう少し広い範囲という意味の地域で捉えればよろしいのか、その点について教えていただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君） 奥山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、小規模校の定義なんですけれども、高校の場合、間口というものがあります。1クラス40人という間口、その間口が1間口であったり、今の高校の適配によると、入学者が9人を2年間下回ると募集停止になるだとか、そういった辺りで、一概にどの人数が小規模ということは私も押されていないところでございます。

そんな中で、教員数もその生徒数によって決まっていますので、そうなると生徒1人当たりの教育活動にどれだけ教員が関わるかというよさは、やはり小規模校のほうがより密度が濃いですし、東高校の場合はなかなか難しい子だと、社会とのつながりに少し難を来している子がいるので、そういう辺りでサポートができているというところは議員御指摘のとおりだと思います。そういう形で、今、教育活動が進んでおります。

それから、地域と一体となったという言葉は何度か答弁させていただきましたけれども、義務教育の場合であれば、入学通知書は近隣のところから来て、そこに通うというのが原則なんですけれども、高等学校の場合は一律、どこからでも通えるというところでございます。

そんな中で今現在、上士別地区から通っている子供はいません。ですから、ここで言う地域と一体となったというところは、地域に学校がある、そして近隣の地域の教育活動、教育資源

を生かした教育活動が展開できるという意味での地域、まずそこにあるというところです、校舎が。

もう一つは、上士別地区は今いませんけれども、士別中央地区だとか、それから和寒、剣淵、近隣の市町から子供が来ておりますので、少し広域に考えて、義務教育よりも少し広域に考えた中での地域ということで、二通りの地域という意味での関連した教育活動を展開しているということで私どもは押さえているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。続いては、パートナーシップ制度について伺いたいと思います。

令和4年第4回定例会の中で、私から質問をさせていただきましたが、改めて質問をいたします。パートナーシップ制度とは、性別、体の性、また、性自認、性的指向にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを自治体に申請、宣誓などをし、自治体がその証明をする制度でございます。

前回質問をしてから、全国で導入している自治体は増加傾向であります。日本全体の人口に対する普及率が92%とも言われております。上川管内におきましても、令和6年1月には上川中部1市8町ということで、旭川市、上川町、愛別町、鷹栖町、当麻町、美瑛町、東神楽町、東川町、比布町において圏域全体で多様性を実現するということで、交付するものも統一したデザインでの受領書、受領カードを発行しておりますし、また、直近でいきますと令和7年4月には上川南部ということで、富良野圏域の1市3町1村、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村でも同一の制度内容の要綱を制定し、互いに連携して運用できるよう連携協定を締結するなど、自治体間での連携も進んでおりますし、道内におきましては42市町村、35市のうち19市が導入済みといった状況になっております。同性カップルの存在を正面から認めるということは自治体の規模に関係なくできることであります。

次に、関連いたしまして、公営住宅の入居基準についても伺います。

令和7年3月26日、国土交通省住宅局から都道府県ということで、北海道のほうに対しまして、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と同様の文言を用いた規定の解釈についてという通知ということで、技術的助言が発出されました。公営住宅法に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に同性パートナーを含むという趣旨でございます。しかし、米印の注意書きとして、各主体が事実上婚姻関係と同様の事情にあると認めた同性間の関係にある者という注釈も添えられております。

また、公営住宅法第27条第5項におきましては、公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に、同居した親族、婚姻の届出をしない、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻予定者を含むというのが親族に該当するんですけれども、以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならないとありま

す。

前回、パートナーシップ制度については、今後、制度の在り方及びその時期について検討する、入居条件につきましても制度の導入に合わせて検討を進めるということで御答弁をいただきました。制度導入に向けてどのような取組を行ってきたのか、検討結果がどうなったのか、現段階での考えを伺い、質問を終えます。　（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、パートナーシップ制度導入に向けた検討結果についてです。

本市のパートナーシップ導入に対する考えについては、令和5年第3回定例会における佐藤議員の御質問に対し、法の趣旨との整合性やパートナーシップ制度における課題を含め、北海道や先行自治体の状況を慎重に判断してまいりますとお答えをしているところです。

議員お話のとおり、北海道内及び上川管内においてもパートナーシップ制度を導入する市町村は増加傾向にあります。本市としても、令和5年6月にLGBT理解増進法が施行されたことを受け、まずはLGBTQなどの性的マイノリティーへの理解を深めるべく、男女共同参画週間におけるパネル展や広報による理解増進を図っているほか、本年1月には当事者をお招きし、性の多様性の理解促進研修会を開催し、理解を深めているところです。

その一方で、パートナーシップ制度については、いまだ多くの課題があると認識をしています。その1つは、法制度との整合性が取れないことです。パートナーシップ制度は、現行の民法における婚姻とは異なる枠組みで認められる制度であり、法的効力が限定的です。にもかかわらず、婚姻に準じた権利を求める声が強まれば、法制度全体の整合性が崩れるおそれがあると考えています。

2つ目には、自治体ごとの制度格差が生まれることです。自治体によってパートナーシップ制度の有無や内容が異なるため、居住地域によって権利や認知の差が生じることで当事者を不安定な立場に追い込むリスクがあります。近年は、パートナーシップ制度自治体連携ネットワークが設立されるなど、自治体間の連携が進みつつありますが、まだまだ十分とは言えない状況です。

3つ目には、日本の文化的・伝統的価値観との衝突についてです。結婚や家族の形は、社会の基本的な構成単位として長い年月をかけて構築され、受け継がれてきたものですが、パートナーシップ制度は、その価値観に疑問を投げかける側面があります。

このことは地域社会やコミュニティに反発や混乱を招く可能性があり、かえって制度利用者が不利益を被ることにもなりかねないため、制度導入にはお互いへの理解が必要不可欠と考えています。

現在第4期男女共同参画行動計画の策定に向けた市民アンケートを実施しており、そのアンケートの中で性の多様性についても伺っているところでありますので、この結果なども参考にしながら本市の対応を検討しますが、自治体単位でのパートナーシップ制度の導入では、問題

の根本的な解決には至らないため、近隣市町村の意向を確認するとともに、引き続き国の動向や社会情勢を注視し、慎重に判断していきます。

次に、公営住宅の入居条件についてです。

本年3月に国土交通省からの通知が発出され、住宅関係法令において同性パートナーに関する解釈の整理がなされました。議員お話しのとおり、この通知では、注釈として、判断は各自治体等の裁量に委ねられるものとなっていますが、前段でお答えしたとおり、本市におけるパートナーシップ制度の導入については慎重に判断をしていく考えですので、市営住宅の入居条件についても同様に検討します。

なお、北海道では、道営住宅の入居条件にある事実上の婚姻関係と同様の事情がある者に同性パートナーも含むという取扱いについて、本年8月実施に向け規定の整備などを予定しており、それに伴い本市でも、サウスタウン青葉団地については同性パートナーの入居が可能となることから、入居相談などがあった際には当該団地を対象として対応していきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは、この機会に渡辺市政の約4年間を振り返ってみたいと思います。

この間、市民が市政に対する満足感を十分得られてきたのかを視点として質問いたしますので、市長の御所見を伺いたいと思います。

渡辺市長は、2009年以降、3期12年間にわたり市政のかじ取り役を担った牧野勇司前市長の勇退に伴い、2021年9月の市長選挙において、市政の継承を訴える相手候補に対して、民間の視点を取り入れた元気な市役所づくりなど、変革を訴えてこの選挙戦を制し、第3代の土別市長に就任されました。

本年9月に1期目の任期を迎えることから、この約4年間の市政運営に対する内容について、冒頭申し上げたとおり、少し振り返ってみたいと思います。

任期の半分は、新型コロナウィルス感染症の対策が最優先であったことから、行政課題として引き継いだ財政健全化実行計画の継続もあり、大きな成果を上げることは困難だと指摘もありますが、今回、多くの課題の中で大きく5項目に絞ってその内容を伺ってまいります。

まず、政治姿勢についてです。

市長は、選挙に臨むに当たって市民に提示した政策骨子で、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくりを行うとしており、この約束を果たすための基本姿勢は、より多くの市民参加を促すことはもとより、多くの機関や団体との連携が極めて重要なことで、そのためのいわゆる政治スタンスは、一党一派に偏ることなく、あくまでも市民党が望ましいと思っております。

もちろん選挙戦では様々な政党や組織からの支援を求めるることは当然のことあります。た

だ、その任に就けば、全方位的な振る舞いが必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、行政運営と市民参画の姿勢についてであります。

昨年11月15日、事務事業アセスメントによる対象事業の廃止、縮小に加え、2017年から取り組んでいる公共施設マネジメント基本計画に基づく1期9年の最終年度の対応方針として、対象施設の統廃合案を示しましたが、進めるに当たって、事前に市民や関係団体との協議が十分ではない中での方針表明となった感は否めなく、今年2月に開催されたまちづくり懇談会では、多くの市民から施設の統廃合が唐突だ、市民との協議が済んでいないなどの多くの意見が出され、廃止予定施設の利用者団体からも施設継続の要請が相次ぐ事態となっております。

市長の政策骨子では、地域の活性化に向け、職員や市民などの声を聞く場を創設しますとしており、公共施設の在り方については広く市民の声を聞いて判断しますと、市民参画の姿勢を強調しておられます。

政策の進め方としては、ある程度時間を要しても、事前に市民との協議を行い、どうすれば施設の見直しができるかについて、もちろん代替案も含めて、市民と腹を割った議論を行った上で政策判断すべきだと思いますが、このことについても見解を伺います。

次に、情報発信についてですが、私の解釈が間違っているれば御指摘をいただきたいと思いますが、市長はフェイスブック等で積極財政、いわゆるMMT理論の考え方を提起されているようですが、この積極財政について、個人それぞれの考え方なので、このことに触れるることは控えますが、ここでお聞きしたいのは、市長の立場として結果的に国の財政運営に異を唱えることにならないでしょうか。心配をしております。

またもう1点、CO₂排出量削減の取組についても、アメリカ、中国、インドなどの状況に触れ、日本国内におけるゼロカーボンの取組は日本産業の衰退と述べておられると受け止められますが、これは私の解釈の違いでしょうか。

本市のゼロカーボンシティの取組を含めて、これらの整合性等々の考え方を改めて伺いたいと思います。

次に、公約についてであります。

政策骨子の中で、外貨を稼ぎ、市外に出るお金を少なくして、市内に流通するお金の量を増やす仕組みをつくることで市内経済は活性化に向かうとした、いわゆる地域内乗数効果を目的に地域経済循環分析を実施して、地域通貨の活用も含め、市内経済を循環させる仕組みづくりを進めるとしておりました。この中の地域通貨については、消費拡大を地方行政主導で推進することは難しいこと。さらに、多額の導入費用や様々な行政コストに見合う効果が得られないなどの理由で見送るとされました。目的としていた地域内乗数効果を図ることについては現時点でどのように捉えているのか、御所見を伺います。

また、政策骨子で、公営住宅を高齢者が一時的に利用できる福祉住宅に転換活用するなど、地域に合わせた施策を構築するとしておられました。これを受け、令和4年度に季節移住について周辺地区住民のニーズ調査を実施するために、季節移住対策事業として予算措置をして

いますが、その時点で、季節移住するに当たって大きな課題の一つとして、希望する市民が所有する持家の管理について、この議場でも議論をした経過にあると記憶をしております。

そして、令和5年度には実証事業として季節移住を行いましたが、令和6年度には、実証事業の結果を含め、季節移住政策の在り方の検討を行いましたが、特に当初から懸念をしていた持家管理の課題を解決できないとして、令和7年度は事業中止としております。

私は、政策を進める上で基本とすべきは、財源の確保はもちろんのこと、慎重性、そして持続性、さらには言うまでもなく、事前の課題解決と受益者の利益及び利便性の確保だと思っております。

結果的に、この事業を希望した市民は、精神的及び経済的負担が残ったのではないでしょうか。これは私の勝手な考えでしょうか。いずれにしても、しっかりとこの検証は必要だと思います。

次に、政策骨子の中で、国や道との密接な連携によりこのまちを守るとしていますが、このことは首長として当然の役割だと思います。基本的には国や道も補助金や交付金はその要件を満たすために、各自治体の提案力、政策力によって採択要件を満たし、決定されるものと承知をしております。改めて、国や道との密接な連携とはどのような取組をした経過にあるのか、特徴的な案件がもしあれば、この機会にお聞かせいただきたいと思います。

最後に、人口減少にあらがう姿についてであります。市長は日頃から、2050年には人口が約8,000人になることが推計されるとして、その人口規模に合った公共施設等の見直しを含めたまちづくりを進めなければならないとしておられます。もちろんこのことは意識しなければなりませんが、一方で、本市にとって今最も大事、大切なことは、一人でも定住人口や交流人口を増やすことによって地域の活性化を図ることではないでしょうか。

最悪、これに至らずとも、その減少を鈍化させる取組が重要だと思います。その意味では、国立社会保障・人口問題研究所で示している将来推定人口にどうあらがっていくのかが、本市のリーダーに求められる姿でないでしょうか。このことに対する見解を伺って、最初の質問を終わります。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えします。

初めに、私の政治姿勢についてです。

4年前の市長選において、私は無所属で立候補し、市民の皆様から多くの信任を得て市長に就任をいたしました。議員お話しのとおり、市長という職は、特定の政党や団体の立場ではなく、市民全体の代表として職責を果たすべきと考えています。確かに選挙において御推薦や御支援をいただいた団体もございますが、市政を進めるに当たって、こうしたしがらみにとらわれたことはなく、常に公平公正な判断をもって市政運営をしております。

また、私自身、現場の声を大切にし、地域の実情を踏まえた政策判断を行うことを信条としています。市民一人一人の暮らしを第一に考え、現在はもとより、将来にわたって誰もが安心

して暮らせる士別市の実現に向け、政治的立場に左右されない姿勢で引き続き取り組んでまいる所存です。

次に、行政運営と市民参画についてです。

公共施設の見直しについては、平成29年3月に策定した公共施設マネジメント基本計画に基づき、老朽化に伴う維持管理費の増大や人口減少などを踏まえると、現状の公共施設を全て維持し続けることは困難であることから、最適化、効率化、長寿命化の3つの方針による取組を推進しています。

本基本計画では、各施設ごとに評価、検証を行うとともに、今後の施設の方向性として、民間委託、広域化、統廃合、規模縮小などの可能性を示しているところです。私は昨年11月の記者会見において、統廃合を予定している公共施設について公表し、その後、本年2月に行われたまちづくり懇談会で、予定している期日についても御説明申し上げました。市の説明に対し、参加された方々から多くの質問や意見が出されたことは議員のお話しのとおりであり、市民に対して不安を与えてしまったことは、これまでおわび申し上げてきたとおりありますが、説明した内容は市としての提案であり、確定したものではないということを改めて述べさせていただきます。このことについては、現在も各関係団体と協議を進めているほか、市民の皆さんとの対話の場となる2回目のまちづくり懇談会の開催に向け準備中です。

市民参画は、行政運営における極めて重要な手法であり、市民が市政に関心を持ち、政策やまちづくりに意見を届けることで、より現実に即した効果的な施策をつくることができるものと考えています。一方で、先般、市民向けの財政状況説明会を開催しましたが、本市の財政状況を鑑みた場合、これ以上引き延ばすことはできないということ、全ての要望にお応えすることは難しいということを御理解いただけるよう、今後も意を尽くしてまいります。

次に、情報発信についてです。

私のSNS発信について、主に財政運営とゼロカーボンの取組の2つの視点から御質問をいただきました。まず、私が疑問や否定的な考えを述べているのは、まちづくりや市民生活に直接的な影響があるものについてであり、正しいデータに基づいて市民の皆様に情報提供をしているものです。私は市民の代表であり、代弁者であると考えており、市民の利益を阻害したり、福祉向上につながらない施策に対して市長として異を唱えることは重要な役割であると認識をしています。

日本という国を運営する政府と士別市という地方公共団体では、財政運営の方向性や手法が異なることは当然承知をしております。しかしながら、不利益を知りながら、国の言うことに唯々諾々と従うことは地方自治を放棄することにほかなりません。これまでと同様に、国の責任において行うべきことについては、今後もあらゆる場面で強く要望を続けてまいります。

ゼロカーボンの取組についても、国は様々な助成制度を設立し、再生可能エネルギー発電施設の開発を積極的に推し進めていく考えですが、現在、多くの地方自治体において、発電施設の建設をめぐり、地域と事業者との対立が生じています。

本市では令和4年に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行い、カーボンニュートラルの実現に向け、植樹会などによる市民意識の醸成やJクレジットの活用などの取組を進めている一方で、複数の再生可能エネルギー発電施設の計画が持ち上がっており、4月から施行している士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、事業者に対し、地域や環境への配慮を求めているところです。

発電施設の建設に対しては、基本的に国が決定権を持っており、建設規模や場所によっては地方自治体の許可が不要となるケースもあります。このような場合、地域が望まない中で建設が進められることになる可能性もあることから、国に対し、制度の見直しなどを求めていく所存です。

次に、地域内乗数効果についてです。地域内乗数効果とは、地域内の収入を地域内で消費することで、効果が連鎖的に拡大し、地域経済にプラスの影響を与えるというものです。現時点では、人口減少やオンライン販売の普及による市内購買力の低下、さらには物価高騰などの社会情勢も相まって、市内消費の意識は低下をしており、地域内乗数効果が発揮できていないものと捉えています。令和4年度から5年度にかけて実施をしました地域経済循環分析では、市内経済の実態や各産業の関連性を可視化した基礎資料を作成し、市民会議の開催により、市内消費に対する意識醸成や行動変容に関する御意見をいただいていたところです。

地域内乗数効果により市内経済の活性化を実現するには、地域全体の市内消費に対する意識向上が不可欠と考えており、市では基幹産業である農業の強みを生かした農畜産物の地産地消の推進はもとより、昨年度から新たに実施をしています地域循環型住まいづくり促進事業において、サフォカを市内消費のきっかけづくり、市内消費意識醸成のツールとして位置づけ、積極的に活用するなど、市内消費を推進しているところです。引き続き関係機関や各種団体と連携を図りながら、地産地消のさらなる推進や市民の市内消費に対する意識向上の啓発に努め、地域経済好循環を目指してまいります。

季節移住については、2年間にわたり利用者が1名と低調であったため、制度内容を見直すため、本年度から休止としました。休止に当たっては、利用者に説明をし、御理解をいただくとともに、改善点や利用してよかったですなど、今後に向けての聞き取りなども実施をしています。季節移住の取組に当たり、令和5年に実施した追加調査では、利用希望が2件であり、うち1件が利用、もう1件は、直接確認したところ辞退をされたことから、そもそもの希望がなかったものとは考えておりますが、高齢化が進むにつれ利用ニーズに変化が生じることもありますので、改めて事業の検証と新たな制度設計に努めてまいります。

国や道との密接な連携につきましては、私自らが期成会や、あるいは単独要望などを通じて、各省庁や北海道に赴き、本市の実情をお伝えするとともに、各種支援をお願いしています。こうした活動のかいがあり、携帯電話不感地帯の解消や、地上デジタルテレビ放送送受信施設の更新に向けた財政支援措置に見通しがついたほか、昨年、一昨年と大雨災害を受けて早急な河川整備が行われるなど、幾つかの成果が得られております。加えて、今年度の上川管内の開発

予算につきましても、これまでにない対前年度比14%を超える予算確保ができたことも、要望活動の大きな成果であったと考えています。

最後に、人口減少にあらがう姿についてです。

人口減少の要因の一つとして、少子化や晩婚化の進行が挙げられます。国内全体で出生率が低下していることに加え、若年層が都市部に流出することで地方の高齢化が進み、人口減少の悪循環に陥っています。また、東京圏への一極集中と賃金格差も大きな要因の一つです。企業や仕事、様々なサービスが都市部に集中していることで、特に若者が都市部へと移り住む傾向が続いている。

地方では魅力的な仕事が少ない、あるいは賃金水準が低いといった課題が地方からの人口流出を加速させており、地方単独でこれらの問題を解決するには、産業構造の変革や企業誘致、高付加価値の仕事の創出といった大規模な取組が必要です。このように人口減少の主たる要因は日本全体の構造的な問題であり、地方と国が連携をし、長期的な視点に立った総合的な対策を講じることが不可欠であると考えています。

当然、本市としても、国の人口推計を上回る目標を設定し、移住施策や子ども子育て支援施策など取組を進めますが、併せて、国に対して財政支援や規制緩和、あるいは地方への企業誘致の促進や都市と地方の役割分担の見直しなど、広範な視点からの支援を求めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、何点か確認を含めてお聞きしたいと思います。

まず、情報発信について少し触れたいと思うんですが、特に積極財政については、その考え方は以前、市長も記憶にあるかと思うんですが、市長と同僚議員の時代に資料をいただいて説明を受けたことはしっかりと記憶にあります。その上で、特に私は経済団体に長く身を置いたことで、現行経済の動きが体に染みついているんです。結局、当時の渡辺市議会議員の説明については全てを理解することはできなかった。これは事実であります。

もう1点、ゼロカーボンの発信についてです。お聞きしたいのは、本市はゼロカーボンシティ、いろいろな国の動きもあるでしょうけれども、この点の整合性と、これは市長がおっしゃられる、いざれも情報発信については市民の利益のためだとおっしゃいましたので、これはもしさうで、もしといったら失礼ですね、利益がもしあれば、その具体的なこの中身についてどういう利益をもたらしているのかについて伺いたい。

それから、質問回数が限られていますので、全て質問したいと思います。

それから、市民参画についてですが、昨年の11月に先ほど申し上げた事務アセスメント、公共施設、いざれも統廃合について、これは行政側の考えとして、あくまでも提案であって確定したものではないと。ただ、現実問題として、その後、市民に配布された広報について、あの中身を読み込むと、これは捉え方はあると思うんですが、多くの市民は提案だと受け止めないという話を聞きます。これはこういうことで進めますと言いつていますから。

それからもう一つ、具体的な例を挙げたほうが分かりやすいんですが、健康センターのぷらっとについても、何月何日廃止します、廃止する予定ですと貼り紙をしています。これは決めたんだと取られるのではないかでしょうか。これは提案だともっと書きぶりが、今検討しているので御意見をお聞かせくださいぐらいなことを書き出すのなら分かりますけれども、廃止する予定ですと言い切っていますから、これは誰が見ても提案だとは受け止められない内容なんで、この点についても再度伺いたいと思います。

それから、地域内乗数効果についてです。現時点では効果を得ていないということでよろしいかと思います。いろいろと御説明いただきましたので、ちょっと聞き漏らした点があるかと思いますけれども、この点に絞って、どういうことで現時点で効果が得られない。さらに、今後といつても市長の任期はあと3か月ですから分かりませんけれども、この3か月の間で今後どういう対応をしてこの効果を求めていくのか、ということを再度お聞かせいただきたいと思います。

それから道・国との密接な関係についてですけれども、携帯電話等々の話を、これは実績としてある。これは非常に受益者にとってありがたいことだと思います。ただ、さつきと関連して、積極財政なりゼロカーボンなり、これは市民の利益になるかどうかは後で答弁いただくんだと思いますけれども、国に異を唱えていると取られかねないのではないかでしょうか。この辺を心配していますので、そうではないんだという明確な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、公約についてなんですかけれども、公約というのは当然、各種選挙に立候補者が、当選後に実施すると有権者に約束をすることなど。マニフェストという言い方をする立候補者もいますけれども。問題はこの公約の達成率なんですかとも、いろいろなカウントの仕方はあるのだと思います。私はこの公約の達成率は、検討した、あるいは協議したというのは、これはカウントすべきでない。あくまでも開始をした、実施をしたものに限ると思います。

ただ、これだけではなくて、この実施をしたものが、一定の政策効果が認められるもの、これが公約に対する達成率をカウントする項目だと思います。この辺は意見の食い違いもひょっとしたらあるかもしれません、市長の捉え方を伺って、2回目の質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大きく6つだったと思います。順番にお答えさせていただきます。

まず、情報発信についての1つ目の積極財政についてということで、今回質問の中身では深くは触れませんというお話がありましたが、いわゆるMMTと、現代貨幣理論という部分だと思います。

これにつきましては、最近、私は全く触れておりません、発信では。ただ単純に、通貨の在り方として、国債発行しているというのは借金ではなくて、新規通貨発行なんですよということを繰り返し述べております。この述べている意味は、多くの有権者がその事実を知ることが

必要であるからだと考えております。

また、これにつきましては、考え方の違いではなくて事実でありますので、これは国会答弁でも日銀副総裁も答えております。ですので事実です。それを知らない市民の方に伝えているという私の見解で、SNS等で発信をしているということでございます。

それから、ゼロカーボンについての整合性についてどうなんだというお話をいただきました。士別市でも、先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、まず、国のはうが令和2年10月に2050年カーボンニュートラル宣言をしたということで、各地方自治体のはうでそれぞれ地域で可能なゼロカーボン政策を打ち出したということで、士別市のはうは令和4年2月、2050年ゼロカーボンシティを宣言いたしました。

その後、1年後の令和5年3月に士別市地球温暖化対策実行計画区域施策編ということで、これも議員の皆さん御承知かと思いますが、策定をいたしました。さらに1年後、令和6年3月、昨年です。士別市森林吸収源対策推進計画というものを立ち上げました。

それで、このゼロカーボンの取組につきましては、先ほど市民の皆さんに、意識啓発等々をしているというお話ししましたが、士別市で策定いたしましたこの地球温暖化対策実行計画につきましては、主に3つの要素がございます。1つ目が省エネです。そして2つ目が再エネです。そして3つ目が森林吸収源、森林を守るという部分なんですけれども、今回の我々の計画は主に1番目と3番目を書いておりまして、いわゆるその再エネを一生懸命普及しましようということは一言も入れておりません。その中で、士別市における達成をしていくこうという計画となっております。

また、今議会のはうでも少し情報が入っているというお話を聞いておりますが、川西地区の太陽光パネル、それからまた別なところでも風力発電の、今計画段階であります。話が来ておりますが、これについても我々としては、市民の、例えば20年後、30年後の不利益を考えたときに非常にリスクが高いと、そういった判断もしていますので、しっかりとその辺を検証する必要があるだろうということになります。

そういう意味では、国あるいは北海道が推進している再エネ政策とはもしかしたら少し考え方方が違うのかもしれません。ただ、これは士別に限ったことではございません。釧路をはじめ、小樽をはじめ、北海道の各多くの自治体でも最近は方向性が変わっておりまして、いわゆる再生エネルギーに対する未来的な懸念、これを持っているところでございます。

また、太陽光パネルにつきましても、風力発電につきましても、7割、8割は中国製です。日本製ではございません。そういうことを考えたときに、税金を使って多額の投資をしたものが最終的には中国に流れしていくと、そういう構造になっておりますので、そういうことも、やはり有権者の市民の方が知るべきことであろうという私の考えでありますので、そういう発信をしているというところでございます。

それから、3つ目の市民参画についてになります。このマネジメントの部分、いわゆる広報、周知について、大西議員のおっしゃるとおりだと反省をしているところです。これにつきまし

ては、予算委員会あるいは1定の一般質問の中でもおわびを申し上げたところありますし、2月に行った市民説明会、まちづくり懇談会においても私のほうから直接市民の皆さんにおわびをして、決定ではないということを周知をしてきたところです。

その後、現在についても、ずっと関係団体、それから市民団体の皆さんと協議を続けておりますが、常に決定事項ではないということを話しつつ、今の市の現状としてやれることやれないことをしっかりと話す中で落としどころをしっかりつけなければならないと判断をしているところです。

ぷらっとの貼り紙についてもお話をありました。これも貼った後にいろいろ御指摘をいただいたところであります。これは今現状まだ張っているところですが、市民の皆さんからその貼り紙についての御理解も一定程度いただいていると思っており、市に対しての苦情的なものは現在は何も来ていない状況にございます。

それから、地域内乗数効果についてです。これについても、いわゆる私の公約の中の一つでございます。大西議員のおっしゃるとおりです。これについて、凍結させていただくということをこの本議会でもお示しをさせていただいたところです。これについては、実施に向けて令和4年、令和5年度に地域経済循環分析を行いまして、あわよくば早い段階で実現に向けて取り組みたいということで、経済部を中心に内部調査、関係団体も含めて進めてまいりました。

しかしながら、他の市町村のデジ田を使ったプラットフォームの導入、あるいは市内の消費動向を見たときに、非常にリスクが高いという判断をしたところです。その理由は先ほど答弁で申し上げたとおりでありますが、今の社会情勢、物価高騰しているところ、こういった部分で考えますと、やはり消費者の皆さん、あるいは事業者のさんは、市内消費を理解しつつも、まずは自分の家計、あるいは事業所で言うとその経営について、1円でも効率的な消費行動を取りたいというのが正直なところだと思っています。

経済用語では合成の誤謬と言いますが、ミクロの消費者では、すごい合理的な消費行動をしても、マクロで考えると結局経済循環につながらないという状況がございます。いわゆる失われた30年という日本がまさにこの状態です。その今、延長だと思っています。

そういう部分もありますので、まずは一旦見送る中で、先ほど御答弁で申し上げたとおり、今ある土別のプラットフォームでありますサフォカ、これをしっかりと利用する中で市民の皆さんに市内消費の喚起を続けていきたいと思っています。

それから、5つ目です。国・道と密接な関係という部分で、国に異を唱えているのではないかという御心配をいただいたところです。これも先ほど御答弁で申し上げさせていただきましたが、私自身、異を唱えること自体は決して悪いことではないと思っています。あくまでも、地方自治体の立場を理解してもらうということが必要だと思っています。我々は、地方と国は対等の立場でありますので、国が決めたことを100%従うという立場ではございません。

そういうことを、我々は北海道市長会を通じて同じような要望事項を出しておりますし、こういった地方からの国に対する要望活動、あるいは地方の声をしっかりと大きくしていくこ

とが地方活性化に私はつながると信じていますので、今後とも、このスタンスの活動は続けていくという考え方でございます。

それから、公約についての御質問を最後にいただきました。以前はマニフェストという言葉が結構はやった時期もありますが、私はマニフェストという言葉が非常に嫌いで、一言も使っていませんでした。当時、マニフェストというと、市民との公約では約束事だということで、判断がよくても悪くても実施するという傾向があったと私は判断しています。そういったことから、私は公約という形で申し上げていたところなんですけれども、確かに達成率については大西議員のお話のとおり、実施に至ったものについて挙げるというのが、やはり一つの考え方でもあると思っています。

私は、公約だから必ず形にするということを考えておりません。今回の地域通貨導入についてもそうですが、今のタイミングでないと思ったものについては、そう思っているのにもやる必要はない、やるべきではないと思っておりますので、そういった部分は市民の皆さんにしっかりと説明する中で、私の判断として責任を持って説明をしていきたいと考えております。

数字については、申し訳ございません。ただいま持ち合わせていませんので、これまでつくりってきたその数字も改めて見直して、実際にその実現、事業化していないものはカウントしない等ですね、その辺も考慮していきたいと考えております。

答えたと思います。よろしくお願ひします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） ある程度理解をしなければいけないのですけれども、まだ少し理解まで至っていない項目がありますので、再度確認をしたいと思います。

先ほど、事務事業アセスメント、あるいは公共施設について、進め方について謝罪をされたと。これは非を認めたという解釈になります。議会の中で以前、全く話違うんですけれども、触れたのは、もし間違いがあれば、言い訳ではなくて、あるいは取り繕うのではなくて、しっかりと事実を認めて、その上で市民なり相手と向き合うべきでないかと。市長もそのときはそのとおりだと言った。今回の場合でも、進め方が少し唐突だったということも一部含めて謝罪をされたという事実があるわけですから、これは例えば一旦広報にしたってリセットして、貼り紙だってすぐ内容を変えるとかって、そういう行動をすべきでないかと、再度この点についてまず伺います。

それから、国との関係について、当然地方としてそれぞれ行政を預かってる首長ですから、時にはやはり国に異を唱えるということは必要な行動だと思います。そしてこれは私も記憶しているのは、議場で、岸田内閣の時代に、防衛増税のときに市長は反対をした。報道もされました。これは当時、今は違うって意味ではないですよ、当時やはり頼りになるなど、私個人、思いました。こういう、異を唱えるって、こういう中身であれば、市民の利益になるんですけども、この先ほど言った積極財政なり、ゼロカーボンなり、これが市民の利益になるということの内容はまだ理解が十分でないので、もう少し細かく説明いただきたいと思います。

それから、最後になるんですが、人口減少にあらがう姿。これはいろいろ政策的に打ち出していますから、中身を分析するとあらがう姿があるのかもしれません。ただ、先ほどから何回も触れているように、アセスメントなり、公共施設について、前段に必ず言われるのは、将来、いわゆる2050年には人口が8,000人になると。これに見合った施設をしていかなければならない。これはどう見ても、推計をそのまま成り行きに任せていっているのではないだろうかと、この中であらがう姿がこうなっていますけれども、何とか入り込み人口、定住人口を含めて、何とか1人でも2人でも増やす努力をいたしますと。結果、できなければそれはないんすけれども、こういう取組をするつもりでいますということも必要ではないでしょうか。

この点について、これは今3点か、この点について確認をして、恐らくこの質問は終わるのではないかと思うんですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。3ついただきました。

まず、このたびのアセス、それから公共施設マネジメントの関係の広報的な、その市民周知の部分の非を認めた部分に対して、1回リセットするべきだったのではないかという御指摘をいただきました。おっしゃるとおりだと思っています。そのリセットの仕方が、例えば何でしょう、広報について苦情をいただいたというときに、それを認めているわけですから、口頭で全部説明をしています。直接面と向かってお話しするときも、直接私のほうから、それについてはこういう考え方なんです、申し訳ないということを言っていますので、そのリセットというのが、例えば広報で書いたことがまづかったのでもう一回広報で書き直すのかという部分で言うと、確かにやっていない一面はあったかもしませんが、私はもう、直接会って私がお話しするのが一番のおわびの形だと思っていますので、そういった形を取らせていただいております。

また、これまでも、今回のことには限らず、例えば当然、行政の失敗があつてはならない組織だと思っていますが、やはり人のやることですから、どうしてもミス、あるいは市民の皆様に御迷惑をかけることもあるかと思います。そういうときは、私は常に、もうイの一番に、自ら自分がちゃんと謝罪をして、二度と起こらないように話を進めてきたつもりでありますので、そういう非を認めるでありますとか、何か失敗したものを隠すということは私はこれまで一回もしたことないと自負しておりますし、今後もそういった姿勢を含めて、市の職員もそういった姿勢をしっかりと見せていくたいと考えているところです。

それから、国に異を唱えるという部分、先ほど防衛増税のお話をいただきましたが、全くそれと同じ、私は思いでやっているつもりでありますて、今回のお話の、国の財政的な部分とゼロカーボンの部分が、異を唱えて市民の利益に何がつながるんだということになりますが、まず1つは国の財政についてです。ちょうど今、審議中でありますので、あまり国政の話はなるべく避けたいんですが、国政でもいろいろ7月の選挙に向けて、いろいろな党でお話しされてますが、最終的に財源の話になります。その財源の話になったときに、我々地方自治体が、

国の財政の状況を知らないで要望に行くのと、知つて行くのではもう全然私は違うと思っていますし、そういう立場で私は国の省庁の職員にも接しさせていただいております。ですので、我々は財源を確保する立場ですから、しっかりとその辺を踏まえた上で対等の立場で話を進めていくということが私のやるべき形だと思っております。

それから、ゼロカーボンにつきましても、先ほど来お話ししたとおりになりますが、これは大体20年、長くて20年スパンの事業になります。現段階では、そのときには撤去をして、全てきれいにするという条件の下、進んでおりますが、まだメガソーラーが始まつてから20年たつていませんから、本当にそうなるのかというのは正直、疑問なところがあります。しかし、日本全体を見たときに、もう既に放置されているところがあるんです。そう考えると、士別ももしかしたら可能性としてはゼロではないと、そういう心配がありますので、そういうことも含めて、まずは今回、地区の皆さん、それから市民の皆さんにもそういう実態をしっかりとお話をしていくことも必要だろうと思っています。

今回、いわゆる略称になりますが、再エネ条例を制定いたしましたのも、そういう懸念があるからということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから最後に、人口減少に対する御心配をいただきました。確かに私も、ここ1年ぐらいは、この社人研が推計を出している2050年に8,000人、約半分だということは、市民の皆さんにお伝えをしています。これは、ただ単純に不安をあおろうと思って言っているわけでもなく、公共施設を減らしたいと思っているから言っているわけではなく、市民が全員、全市民がやはり共有をして、このまちを今後どうしていくか、そういう意識を啓発、重要な参考になる数字だと思っておりますので、そういう言い方をしておりました。ですので、今後、発信をする際には、単純に心配をあおるような言い方ではなくて、そうならないようにどうするんだということを強く発信をしていきたいと思っております。

ただ、一方では、一番最初の御答弁で申し上げたとおり、我々、人口増加に対しては、地方自治体の責任だけでは成し得ないという判断をしております。これは内閣府が出している略称、少子化白書というものがありますが、こういったものをしっかりと分析する中で、なぜ地方が人口減少しているんだと、しっかりと要因を正していく必要があると思っていますので、そういう意味では国の制度、といったものも大きく影響しますので、そういうことも含めて、市民の皆さんにも情報発信する中で進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、大西議員の今回御心配いただいた内容について、しっかりと我々も精査する中で、何せ士別市民の利益になるための行政として、さらに力を發揮してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、現行の士別市まちづくり総合計画で新たに作成されております地区別計画の第2次計画での取組について伺いたいと思います。

2018年度を計画初年度としたまちづくりの指針となる士別市まちづくり総合計画は、取り組

むべき課題が山積している中にあって、今後ますます多様化、複雑化する市民ニーズに対応していくために、市民が主役という基本的な考え方を念頭に、前期4年の実行計画、後期4年の展望計画で構成されており、本年度が計画最終年度であり、同時に第2次まちづくり総合計画の策定年度であると承知をしております。

また、現まちづくり総合計画と一体的な計画として位置づけ、市内8地区の現状や課題、歴史などを踏まえ、将来の地域づくりの目標や地域づくりの取組を定めた新たな地区別計画を策定しております。この地区別計画は、各地区においてワークショップを開催して、地区の歴史や施設の状況、産業、文化、芸能、交通など、幅広い課題について、それぞれの地域で市民が主体となって議論や検討を重ね、将来の地域づくりの目標や、あるいは方向性を示すために策定した計画であります。この地区別計画の計画期間は、2018年度から2025年度までの8年間として、4年ごとに見直しあるいは検討を行うとしております。

そこでお聞きしますけれども、現在進めている第2次まちづくり総合計画策定の方針で、地区別計画を本計画に格上げするとしているのは、先ほど申し上げた中間の検証や見直しと計画期間満了となる本年度の現時点での検証結果に基づいた判断なのか、また、この方針を決定するに当たって、それぞれの地区と検証結果に基づく事前に協議がなされているのか、併せてこの点についてお伺いしたいと思います。

次に、第2次計画の策定に当たって地区別計画はどのような位置づけと内容になるのか、また、各地区の意見や思いをどのように計画に反映させるのかを伺いたいと思います。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） (登壇) ただいまの御質問にお答えします。

初めに、地区別計画を本計画に格上げすることとした理由についてです。

現計画の策定から8年が経過する中、人口減少と少子高齢化がますます進行し、全ての地区が縮小している状態であり、地区の課題は今や市全体の課題となっています。この傾向は、4年前の中間評価の時点で顕在化しつつあり、各地区で当初に掲げた地域づくりに取り組んでいた中、ふまねっと運動やサロン活動を通じた高齢者の健康づくりや自主防災組織の設立、伝統文化の継承、独自イベントの開催による地域の魅力発信など、課題解決に一定の成果が得られた一方で、自治会会員の減少や高齢化、空き家の増加や家業の担い手不足などといった課題については、全ての自治会で未解決であり、改めて自治会単位での解決は困難であることが浮き彫りとなりました。

こうした実態を受け、市としては各地区の特色や魅力はそのまま残しつつも、地区に共通する課題に対しては、市の施策として各地域と連携しつつ課題解決を模索していくため、本計画を基本計画に格上げする考え方であることを振興審議会にお諮りし、2月に行われたまちづくり懇談会において市民に説明したところです。

地区別計画の検証については、4月に行われた自治会連合会役員会議の中で第2次総合計画における地区別計画の考え方を説明した上で現計画の検証作業を各自治会にお願いし、併せて

市として積極的に議論に参加させていただくことをお伝えしています。

なお、検証作業については、なるべく早期の実施をお願いしていますが、農繁期でもあり、各自治会ごとの事情もございますので、7月中旬頃をめどに取りまとめたいと考えています。

次に、第2次総合計画における地区別計画の位置づけについてです。

答弁したとおり、市として取り組まなければならない地区に共通する課題については、基本計画に落とし込むとともに対応策を模索してまいります。その上で、残された地区特有の課題や魅力、特色などについては、各地区と連携しつつ、協働で解決や保存、振興に取り組んでいくべきものとして、地域としてどのように取り組むか、また、市としてどのような支援策を講じるかなどを地区の意見を参考としながら第2次総合計画に反映させてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 私、今回の質問の趣旨は、端的に言うと、進め方、順番違うのではないかということを言いたいんです。本来であれば、地区別計画の検証を、ワークショップをつくりながら、集まってもらって、地区別計画の検証を2回やるんですね、8年間のうち、4年と最終年と。その結果、地区の見直しなり内容なりを決めるのが進め方として正しいのではないかと。格上げしたと言っていますけれども、こんな言葉は適切でないかもしれません。この地区別計画を格下と見ているのではないですか。そういう意味では順番が違うと。

今になって、今農繁期だから、方針決めてから、このありようによって地域の皆さんと話をするということなんでしょうけれども、この辺納得できないんで、私の受け取り方が悪いのか、この辺についてもう少し詳しく聞かせてもらえますか。

○議長（山居忠彰君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

進め方、地区別計画の進め方、順番が違うのではないかという御質問であります。まず、地区別計画を格下に見ているといったようなことは一切ございません。8年前に多くの方にワークショップに参加していただいて、地区の取組を決めてきました。守るべきもの、取り組むべきもの、ワークショップに参加していただいた人たちで決めてきたところです。

総合計画の構成上、基本構想、基本計画、それから実行・展望計画と層建てになっていますので、地区別計画が現計画の中ではたまたまその実行・展望計画のところに位置づけ、新計画の中では1つ上というか、基本計画のところに位置づけると、そういう構成で今つくっているものですから、格上げといったような答弁をさせていただきましたけれども、地区別計画を一切格上だとか、格下だとか、そういう思いで私たちはいるわけではないということを御理解をいただければと思います。計画の構成上のお話をさせていただいています。

あと、順番についてですけれども、先ほど答弁したとおりなんですが、地域の課題というのとそれぞれあるのもあります。ただ、担い手不足ですか、それから高齢化ですか、多くの地域で共通の課題に直面しているといったような事実もあります。そういった多くの共通した

課題については、市も一緒に地域と連携する中で課題解決を図っていこうということで、今回は基本計画に共通の部分を位置づけようと考えたところです。

確かに、これから地域でワークショップが開催される地域もありますけれども、そういったときには、もっと細かに詳しく説明をしていきたいと思っていますし、まちづくり懇談会の中でもいろいろと御意見もいただいた経過もありますので、それらを踏まえて今後、地区別計画の在り方について、どのように内容を示していくのかといったところについては検討していきたいと思っているところです。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 格上げ、格下についてはそんなにこだわりません。少し表現があまりよくないんで。そのことはいいんですけれども。

冒頭言ったように、2回目の質問で言ったように、地区の課題、いろいろと整理する中で、一番自分の身に感じているのは、その地区の住民なんです。だから、その人たちが集まって、ワークショップで自分の地元を、足元を見詰め直して、いろいろな課題を掘り出して、それで計画をつくり上げた。その計画に基づいて8年間それぞれの地区で活動してきたんだと思いますし、途中で先ほど言ったように検証、検討もなされてきたんだと思います。

ですから、今回第2次計画のときに、この地区別計画を格上げするというのは、それはするなとは言いませんけれども、その前に各地区ワークショップなり、あるいは自治会なりと事前に考え方を示しながら議論する。その上で第2次計画の本計画に組み込むんだという理解を得て、それで今の時期に計画を本計画に織り込むには、地区の課題として改めて今ワークショップを開いて検討すべきではなかったのかと。だから、入り口を間違っていないですかと。この点について再度お願いします。

○議長（山居忠彰君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 再々質問にお答えいたします。

私、先ほどの再質問の答弁と重複する部分があるかもしれませんけれども、私どもはこれまでの各地域の方とお話ししていく中で、共通の部分については基本計画にうたうんだと、まずは方針を決めました。それを基にまちづくり懇談会、それから今後開催されるワークショップで意見を伺いながら地域の方と意見交換をし、どのような地区別計画をつくり上げるのかといったところについては今後、内部でも、それと地域の方とも議論しながら進めていきたいと思っています。

私どもとしては、今、大西議員から再々質問で順番が違うのではないかというお話、御提案、御指摘をいただきましたけれども、私どもとしては、まず市の方針を示してから意見交換に入ろうといったようなことで、順番は違っていないのではないかと思っているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再々質問に御答弁申し上げます。

納得いただけないということで今ちらっと声が聞こえたので私が答弁させていただきますが、我々の考えとしては大橋部長のお話ししたとおりでありまして、今回の計画については、まずベースとなるものは、骨組みですね、骨組みをつくった上でそれをお示しして、その後に肉づけをしていきたいという考え方の思いです。この手法について正しいのか正しくないのかで言うと、我々としては手法というのではなくて、考え方を持っております。

前回8年前のまちづくり総合計画をつくったときの地区別計画については、それこそ当時、大橋部長も直接関わっておりましたので、現場に入って、各、多寄、温根別、上士別、朝日等、地区の皆さんができるだけ地区別計画をつくったというのを全部把握をしております。

その中で、一番最初の御答弁で申し上げたとおり、例えば多寄地区はこういう課題がある、温根別はこうだ、朝日はこうだってあります。全体を考えたときに、5地区を考えたときに、例えば多寄さんとしては、先に話をしてほしかったよってあるかもしれないけれども、全部の地区を見たときに、まずは骨組みを我々つくった上で、共通課題の部分はこちらがやります。それぞれ魅力のある部分は地域でやってくださいねというものをまずつくることには話が進んでいかないというのがありましたので、今回は我々の判断としてこういう手法を取らせていただきましたが、今後、これを進めるに当たって、大西議員が心配されている形の、地域の方の理解、納得も含めて、しっかりと我々の考えが理解いただけるように、我々もしっかり説明に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） まだ大西 陽議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 3点目の質問は、新たな食料・農業・農村基本計画に対する本市の対応についてであります。

国内農業の環境変化に対応するために、制定以来25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法が令和6年6月5日に施行されました。改正基本法の基本理念である食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を具体的に進めるために、今後5年間の我が国の農業政策の方向性を定める新たな食料・農業・農村基本計画が本年4月11日に閣議決定されております。

新たな基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるために、現行の課題解決や目標達成のための政策展開を行うとして

います。

計画の概要は、基本法に定められた基本理念に沿ったテーマとして、1つ目が我が国の食料供給、2つ目が輸出の促進、3つ目が国民一人一人の食料安全保障と持続可能な食料システム、4つ目が環境と調和の取れた食料システム、さらに多面的機能の発揮、5つ目が農村の振興の5項目となっております。

このテーマに基づく施策が示され、目指す取組として持続可能な農業を実現し、関連産業を含めて成長産業となり得るため、生産基盤の強化を図り、農地の維持と活用、担い手の育成、適正な価格転嫁と農産物の高付加価値化を進め、ロボットやドローン、デジタル技術データ等を活用したスマート農業の推進、さらに食育や農業、農泊体験を含む学校教育の充実など、将来にわたって食の豊かさを維持していくことが重要なことから、基本計画に基づく各施策の確実な実施によって最終的な目的を達成するために、農業関係者はもとより、国民の理解と協力が不可欠であるとしております。

そこで既に取組をしていると思いますが、新たな食料・農業・農村基本計画の内容を精査し、十分把握した上で、その目的や国の政策について、農業者をはじめ関係団体や市民に対して速やかな情報提供が必要ではないかと思います。

また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、令和8年度に取り組む本市農業施策について考えがあれば、現時点で併せて伺いたいと思います。

最後に、本市農業振興の指針となる次期農業・農村活性化計画に、この新たな食料・農業・農村基本計画の内容を現時点でのどのように反映させるかも含めて伺って、この質問を終わります。　（降壇）

○議長（山居忠彰君）　坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇）　ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、食料・農業・農村基本計画に関する情報提供についてです。

日本の農政の基本理念と方向性を定めた食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、この法律に基づき、本年4月11日に基本計画が閣議決定されました。

そのことに伴い、5月22日に関係機関を対象に、農林水産省からウェブでの説明会が開催されたところです。今後、説明を受けた内容について、本市のホームページを活用し、農業者等へ情報提供を図ってまいります。

また、基本計画の改正に伴い、新たな各種助成制度が策定されることが予想されます。本市農業者の経営実態に合った助成制度について、関係団体と連携の上、いち早く農業者へ情報が伝わるよう努めてまいります。

次に、令和8年度予算及び次期市別農業・農村活性化計画への反映についてです。

昨年、各種取組状況を把握したアンケート調査結果を基に中間評価を行い、その評価を基に市内7か所で農業者等との地区別意見交換会を実施いたしました。

今年度においても、中間評価の検証結果等を基に農業者やJA北ひびきなどの関係機関と意

見交換を行い、さらには他自治体の取組事例などの情報収集にも努め、食料・農業・農村基本計画等を踏まえつつ、本市の実情に即した内容を8年度以降の予算への反映を検討してまいります。

また、次期農業・農村活性化計画についてですが、第4次活性化計画においては、本市農業が持続的に発展していくための基本目標を持続可能な生産体制の確立として、土づくり、収量アップ、人づくり、農村づくりを4つの柱に据えて各関係機関と連携し、新規就農者の育成などをはじめ、生産の基盤整備等を総合的に進めてまいりました。

今後、農業者や関係機関等と連携を図りながら、食料の安定供給に向けた取組や地域における人材育成、地域コミュニティの維持、さらには農業生産基盤の機能増進等を推し進めなければならぬと捉えています。このことを十分に踏まえながら、次期活性化計画についても農林業が持続的に発展していくような計画策定を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 情報提供と、それから今後の活性化計画についても取組をしっかりとしていくということなので、この点についてよろしくお願ひしたいと思います。

それで、全体的にこの計画を見ると、私的には特にこの計画で注目されるのは農村振興だと捉えました。そういう意味では、農業を基幹産業としている本市にとって、農業人口が減少して、結果、農村が衰退をしていくと、本市の経済にも大きな影響を及ぼします。さらに、何よりもまちの形が立ち行かなくなるという懸念がございます。

その意味では、入り込み人口ということもあるんだと思いますけれども、基本計画の中で食育の一環として農泊、農村に泊まるという事業が記されています。これについても可能かどうかも含めて、先進事例等々の情報をぜひ提供していただけるよう心がけていただきたいと思います。

それから、これも食育の一環だと思うんですが、実は私の地元で農業法人が空き家住宅を改修して、その農業法人の従業員の1人がたまたまイタリアンの料理人だということもあって、その方にその改修後の物件を賃貸して、恐らく来月かその次だと思いますけれども、イタリアンレストランを開業するという話を聞いております。

そういう意味では、農業者もそれなりに取組をしているわけですから、この取組に対して本市としてどんな支援ができるのかを含めてぜひ考える必要があるのではないかと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 坂本部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えいたします。

今回の計画の部分で、農村振興の部分が重点を置かれているということで、今、大西議員のほうからお話がありました。基本計画の中でも、今、農業者の平均年齢が70歳弱、68.2歳だったと思いますけれども、かなりの高齢化になっております。そのような形で次の育成の、農業

者育成の部分をしっかりと育成していく、教育していく必要があろうかとも思っています。また、士別市の基幹産業であります農業です。この部分の農業を、しっかりと市民の方々一人一人が御理解いただきながら農業の部分を支えていく必要があろうかとも思っているところです。

今月の広報にも、企業の力ということで、日甜の製糖所の紹介がされて、実際なかなか細かい部分まで知り得ないような情報が広報の中でも知らしめられたところです。今後、このようなツールを使いながら、農業者の方々がどのような取組をしているのか、一人一人の市民がそういったものを感じ取れるような情報発信にも努めながら、まちの形が変わらないように努めていくことも考えていきたいと思っています。

また、食育の農泊の部分も、これから具体的な施策については、農業者、また関係機関、JAの方々と協議・意見交換を進めながら考えていくことになりますけれども、今、議員からお話を聞いた農泊の部分についても、意見を賜りながら可能なのかどうなのか、どのような形で進めていけるのかというところも議論をしていきたいと考えています。

あわせて、先ほどの支援策についても、実際現場で起こっているような状況がどのようなことなのかというところもお聞かせいただきながら、可能な限りの支援策も検討していかなければならぬかと思っているところです。

私からは、以上です。

○議長（山居忠彰君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして質問をいたします。

物価高騰に対し市内経済への影響についてであります。

物価高騰に歯止めがかかりません。値上げラッシュが深刻です。帝国データバンクの調査で、主要食品メーカー195社が6月に飲食料品1,932品目の値上げを予定していることが分かりました。今年1年間の値上げは、2023年以来の2万品超えとなる可能性が高く、今後の動向次第では、飲食料品の値上げラッシュが本格化した2022年に並ぶ水準に到達すると指摘しております。

6月の食料品値上げは前年同月の約3倍に急増し、今年1月以降、6ヶ月連続で前年同月を上回りました。値上げの要因は複合的で、原材料高を要因に含む値上げは全体の98%を占め、前月調査時から拡大しました。

米以外にも、世界的な天候不順により、供給量の不安定化や円安による輸入コストの上振れといった要因もあります。原材料高による値上げは当分継続する可能性が高いとされています。さらに、電気、ガスなどエネルギーコストの増による値上げで、再燃の兆しも見られるとデータバンクでは指摘しております。さらなる値上げは消費者の節約志向を強めるリスク要因となっていると警鐘を鳴らしております。賃上げは物価高騰に追いつかず、年金は目減りするなど、市民の暮らしは深刻です。市民の暮らしをどう守り、地域経済を立て直すのかが問われていると思います。

私たちが今年行ったアンケート調査では、1つに、暮らしの実感についての問い合わせには不安が多く、ゆとりもないが62%と断トツでした。不安がある、ゆとりありは26%、すぐに助けてほ

しいが5%あり、生活の厳しさが現れています。自由記述では、毎日のように物価が上がり大変です。日本で米不足なんて考えてもいませんでした。貯金がなくなった、この先不安。夫婦2人で生活しているので何とかなるが1人になれば生活できない。など暮らしの実感が述べられております。

2つ目に、暮らしの不安についての問に、医療・介護・年金が78%、次に公共交通31%、給料・働き方が10%と続いております。自由記述では、高齢者の足としての公共交通は絶対必要だと思います、利用形態を考える必要あり。冬期間の買物、除雪などが大変。市立病院で終末期診てもらえるのか、介護サービスを受けられないのでは、介護士さんが不足、年金だけで医療、介護が受けられるのか不安等々であります。

3つ目に、政治の課題についての問では、マイナ保険証54%、社会保障51%、核兵器廃絶46%、企業団体献金45%となっております。自由記述では、社会保障の充実に予算を使ってほしい、大企業優先、米国追従の姿勢ではなく、国民本位、弱者を救う政治が必要、税金を国民の生命・暮らしを守ることに使うべき等々の声が、このアンケートの中からも読み取れます。

低所得者や年金生活者が大変な思いで、この物価高の中で生活しております。國もこの物価高騰の中、無策です。今こそ市民に何らかの支援が必要だと思いますが、見解をお伺いします。

財政健全化実行計画の最終年度ですが、事務事業の見直し、施設の統廃合も必要でしょうが、市民が希望の持てる、本市に住んでよかったですと言える施策を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。見解を求めて、この質問を終わります。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

近年の国際情勢等を起因とする物価高騰は、燃料のほか、日用品や食料品等の広範囲にわたるものであり、本市における地域経済活動や市民生活などに影響を及ぼしていると考えています。

こうした中、国が住民税非課税世帯や、子育て世帯に対する給付金の支給を決定したことを受け、本市においても取組を進めてまいりました。また、地方自治体の実情に応じた事業実施が可能な推奨事業として、学校給食費に対する支援や、家庭応援券の配付、介護従事者への応援金の支給なども行ってきたところです。

これらの事業は、令和5年度から取組を進めており、過去2年間の事業費総額としては、6年度の決算見込額と合わせて総額で約6億8,000万円となります。なお、本年度においても、本定例会初日に議決をいただいたとおり、定額減税に関する給付を行うほか、先般国の7年度予備費を財源とした臨時交付金として各市町村への交付限度額も示されたところであり、現在この交付金を活用した事業の構築についても府内での議論を進めているところです。

さらには、物価高騰への対応については、今後においても国の責任において有効な対応策を講じるとともに、十分な財源を確保することが重要であることから、北海道市長会や上川地方総合開発期成会による要望活動等を通じて、国に対してしっかりと支援の充実について訴えて

まいります。

御提案のあった、市民に明るい希望と展望の持てる施策を示すことにつきましては、現在第2次総合計画の策定作業を進めているところであり、本市独自の施策を展開するため、広く市民の声に耳を傾けながら、将来に向けたまちづくりの指針となる計画策定を進める中で、希望の持てるまちづくりを目指してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 今までいろいろな対策を打ってきたということなんですけれども、今後、当市の計画をつくり、具体的に希望の見える施策を打ち出していくという今答弁あったんですけれども、具体的には今どのようなことを考えているのか、まだ計画策定中なので分からぬのか、その辺、分かりましたらお知らせください。

○議長（山居忠彰君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

希望の持てる施策、どこまで進んでるのかといったところなんですけれども、今、本当に内部で施策の構築をしているところです。それに当たっては、幸福を感じられるまち、それから希望持てるまち、そういうことを視点に掲げながら施策を構築しているところです。

取りまとまり次第、議会のほうにも御相談をさせていただく機会をいただきたいと思っていますし、この後は市民の方からも再度御意見をいただく機会を設けていくつもりです。そのときは御意見をいただきたいと思います。今の段階でこういう方向性だといったものについては示せないのが現状であります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再々質問をいたします。

具体的な方向性についてはこれからだということでありました。やはり物価高騰に対する一番の特効薬は消費税減税だと思うんです。一律減税にすることによって、例えば5%消費税を減税すると年間12万円もの減税になるということで、そういうことも含めて国に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。国もようやく現金給付をしようかと言い出してきておりますが、国のほうにぜひ求めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 国に対しての御意見をということでありましたので、私のほうから再々質問に御答弁をさせていただきます。

先ほども大西議員への答弁で少しお話ししましたが、今、7月の参院選に向けて各党がどのような政策を打ち出すかということで、多くの野党が消費減税について議論が今始まっているところかなと認識をしているところです。これまで、消費減税に対してのみの要望活動というのは北海道市長会を通して国のほうにしているわけではございませんが、それに限らず、保険

料とかいろいろ含めて、今も約5割近くが国民負担率が高くなっているということがありますので、消費減税に限らず可処分所得が増えるような施策をしてほしいということは国の方々に要望しておりますし、それに基づいて国の方々も制度設計をしてくれるんだろうと想定をしているところですが、いずれにいたしましても、先ほど来のお話に戻りますけれども、なかなか市民の皆さんに入らない情報もありますので、そういったことは私も責任を持って市民の皆さんに情報提供するとともに、士別市民がどのようにすれば利益が生まれるのかということを念頭に置きながら今後も活動してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移ります。加齢性難聴者への補聴器購入助成についてあります。

2017年、国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が、難聴は、高血圧、肥満、糖尿病などとともに認知症の危険因子の一つに挙げられました。さらに2020年度には、予防可能な40%の12の要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がされ、難聴と認知症の関係が注目されています。

近年の国内外の研究によって、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。

また、難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまいます。そうすると、次第に抗鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあります。これらもまた、認知症の危険因子として考えられています。

この事実は難聴に対することであり、認知症を予防できる可能性を示唆しています。つまり、補聴器をつけるなどして、難聴に正しい対処をし、適切な機会を維持して脳を活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しむことは、難聴の不便を予防したり発症を遅らせる可能性が期待されています。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっています。また、高齢者の生活にもたらす影響についての調査では、難聴でコミュニケーションが取れない社会的孤立や、鬱、認知機能の低下などの悪影響を危惧されると報告されております。

2017年7月、厚生労働省が発表した国民生活基礎調査では、見えにくい、聞きにくいなどの日常生活における機能制限に関する質問項目が新しく設けされました。この調査結果では、補聴器をしていても聞き取りにくいとコミュニケーションが難しいという結果が65歳以上ではほぼ重なっており、高齢期において聴力がコミュニケーションに影響することが分かります。

高齢に伴う難聴というのは昔からありました。今は高齢者の社会参加や定年延長、再雇用で働く人が増えていることから、耳が聞こえにくいことが社会参加や働く上での大きな障害と

なっています。また、聴力低下は気づきにくく、補聴器装用に対する偏見や誤解も存在します。日本補聴器工業会によると、難聴を感じている人の補聴器所有率は14.4%で、特に高齢者ほど所有していない人が多いと言われております。高齢者にとって補聴器というのは社会参加の必需品です。また、難聴による認知症になるリスクが高いことが指摘されております。コミュニケーション豊かな人生100年時代を生きるためにも、補聴器をもっと積極的に活用が必要です。

我が国は世界に先駆けて超高齢化社会を迎えており、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には高齢化率は30%を超えると予想されております。本市においても、2023年度で42%となっております。

補聴器の値段は、片耳当たり3万円から20万円程度、両耳だと40から50万円と大変高額です。保険適用でないために全額自己負担ですが、加齢性難聴者の9割の人が自費で購入しております。値段が高過ぎるために、低所得者の高齢者の方々にとって買いたくても買えないという問題となっております。

現在の国の補聴器購入の補助は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、身体障害者手帳が交付される重度高度難聴の場合には支給制度がありますが、高度重度難聴者とは、両耳の平均聴力が70デシベル以上とされていますが、身体障害者認定の基準は、世界的に見ても非常に日本はハードルが高いものとなっております。WHOの基準では41デシベルから補聴器を使うことが推奨されています。日本では70デシベル以上でなければ身体障害者の認定を受けられず、支給制度も受けられません。

道内でも補聴器購入助成制度を取り組む自治体が増えております。今年4月の段階で29自治体が取り組んでいます。例えば北見市では補聴器の現物支給、根室市では補聴器の補修代を助成、旭川市では人数制限して助成しております。いろいろな方法で各自治体が助成しております。本市のお考えをお聞きして、この質問を終わります。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

加齢性難聴は、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下で、厚生労働省のホームページでは、一般的に40歳代から聴力が低下する傾向にあり、65歳を超えると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上では約半数の方が聞こえにくさを感じているとされています。本市の75歳以上の方は、本年6月現在、約4,300人で、厚労省の推計を用いると約2,000人が聞こえにくさを感じていると思われますが、これまでのところ、加齢性難聴に関する相談や補聴器の購入助成に関する要望等が寄せられていない現状です。

市では、北海道市長会を通じて国による補助制度の創設を継続的に要請しており、士別市議会においても、直近では令和4年6月、令和2年6月に、それぞれ国の財政負担による補助制度を求める意見書を提出しています。

議員からお話をあった補聴器購入助成制度は、上川管内では7自治体が実施し、これらの自

治体に内容や実績等をお聞きしたところ、5万円以内を上限額として補助率を定め、1人につき1回の助成としている場合が多く、初年度は一定の活用があるものの、2年目以降は減少傾向にあるとのことでした。

認知症の要望に対して、補聴器の着用により十分な効果が得られるのであれば、住んでいる自治体によって助成の有無が異なるのではなく、これまでに市や議会でも求めていましたように、国において制度化することが最善と考えており、北海道市長会を通じた行政活動を継続します。

また一方では、認知症施策推進大綱や認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランも今年度で終了することから、国の新たな動きを注視するとともに、他自治体での補聴器着用と認知症予防との関係などについて調査し、実施する場合の財源やその方法について検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） この補聴器の問題については、私、令和2年度の2定で質問をしたところあります。今答弁があったように、全国市長会においても国に対する予算措置の実行を求めているということです。

また、そのときの答弁では、本市においても補聴器に対する助成制度については国において制度化されることが望ましいという今の答弁もありましたけれども、国の動向を注視するということだと思いますけれども、国の動向を注視していたのでは加齢性難聴者が増えるばかりではないかなと思っております。

また、補聴器助成については、市のほうに要請が寄せられていない、ということなんですねけれども、これは要請がされれば検討するという答弁だったかなと思うんですけども、令和3年度の前回の質問よりは、これから難聴者が増えるということであるということで検討してもらいたいと思いますけれども、検討するという答弁をいただけないでしょうか。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

要請がないということで、市のほうに相談やそういった問合せがないという現状をお伝えしたところであり、では要請数が一定数あればそれを制度化するのかという、物差しにするというつもりで御答弁をさせていただいたつもりではございません。現状、ここまでお答えをさせていただきました。

その上で、そういう補聴器を着用することが認知症予防とかにも真に効果があることなのであれば、やはり国において制度化していくというのが一番望ましい結果であろうと思っておりますし、それは市においても議会においても国の助成制度で手当てるべきだということで方向性としては一致しているのかなとは感じております。

ただその一方で、他の自治体で助成制度を独自に設けてやっている現状もありますので、先ほどの答弁でも申し上げましたが、実施する場合の財源ですか、その方法について、これか

ら検討に着手していきますということで答弁をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） よろしく検討をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 本日最後の質問をさせていただきます。

まず、士別市立病院の今後の在り方について質問させていただきます。

士別市立病院は、当地に建設されてから37年が経過し、老朽化を受け、今年4月に市民委員会が立ち上げられ、今後の再整備に向け、在り方を検討することです。

士別市立病院事業運営は赤字が続いていることです。それは当市に限ったことではなく、多くの病院が同じ悩みを持っていることです。これは当市が独自の努力だけで解決できるものではないかもしれません。かといって、過去から未来にかけて、毎年何億円もの市税を投入し続けることに不安を感じる市民は多いものです。

安心安全な老後を送りたい。地方にいても格差なく、医療が受けられる体制を望むものです。特に慢性疾患のある方や子育て中の親にとっては、当市に住み続けるかの判断材料にもなり得ます。

私は市民の代表として、不安に感じていることを伺いたいと思います。まずは、40年弱の外観は立派な建物であるのに建て直し案が出ていることです。市民感情としては、メンテナンスしながら使い続けることはできないものか、という意見が多いものです。当病院は入院できる病床数に対して、市民の人口減に伴い、現在は使っていないフロアや部屋があり、使用していないのに経費がかかっていると伺います。

まずは、建物の構造上の問題点や設備等の老朽化の状況についてお知らせください。一番市民が心配しているのは、お金の問題です。当市の一般財源から年間9億円以上の支出が今後10年続くと100億円近く投入することになります。公的な病院が赤字なのは仕方ないことではあっても、当市にとっては相当な負担であります。

先日、市民に向けて、市の一般会計に関する財政状況説明会が開催されました。市の財政が今以上悪化する前にダウンサイジングせねばならない課題があると思いながらお話を伺いました。

一方で、市立病院のあり方検討委員会からアンケートが実施されているようです。無作為抽出とのことで、たまたま私も回答させていただく機会を得ました。質問内容を見て、市立病院の経営状況や今後の見通しについてどのように正しく市民理解が進んでいるのかが分かる内容とは思えませんでした。市民はその理解に基づいてアンケートを回答しているとお考えでしょうか。

道内のある市立病院では厳しい経営状況から職員給与の独自削減を行っています。また別のまちでは、一般財源を投入するため、まちづくりの事業を凍結しています。病床削減の国の補助金を受けられず、悲鳴を上げているところもあります。病院を優先したために、魅力あるまちづくりを進める財源が枯渇してしまっては、人口減少に拍車をかけるばかりです。

病院改革の進捗と、そうした財源はどのような見通しでありますか。今年度予算で収入に計上している病院事業債の借入れの見込みはいかがですか。一般的に、コンクリート建物の寿命は40年から50年とのことです。病院は急に古くなったわけではありません。建物が古くなったから、想定以上の人口減となったから、高齢化が想像以上に進んでいるので小さく建て直すというのであれば、行政として場当たり的な対応に映ります。

2050年のこれから25年先には、8,000人台の人口となることを見据えた病院のサイズや機能はどの程度のものを想定されていますか。建て替える場合は、入院患者さんがいる近くで工事はできないとの話もあります。移転先は市民にとって最大級の関心事です。

あり方検討委員会に参加している知り合いからの情報と、2回目の検討委員会を傍聴した私の個人的感想ではありますが、建て替えありき、と受け取られるのはいかがなものでしょう。正しい情報や資料に基づいて、責任ある議論が行われているのでしょうか、見解を伺います。

私たちの多くが最後にお世話になるであろう市立病院です。士別市立病院応援隊という組織があります。私は設立時より会員です。できることは応援したいという市民が大勢います。市民が自分事として考える必要のある課題です。今の若い世代に負の遺産として多額の公債が引き継がれないような計画案についての質問といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 池田経営管理部長。

○経営管理部長（池田 亨君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えいたします。

初めに、病院建物の構造上の問題点や設備等の劣化、老朽化の状況についてです。

以前の一般質問などでもお答えしてきましたとおり、令和5年度に現有施設の劣化度調査を実施しました。その結果によりますと、建物の構造体となるコンクリートや鉄筋などについては著しい劣化は見られませんでしたが、外壁タイルや屋上防水には相応の劣化が認められ、早期改修の必要性が指摘されたとともに、電気設備、給排水設備には経年劣化による突発的な障害発生のおそれがあると評価がされております。

実際に給排水設備では、昨年ですけれども、病棟天井裏にある給水管が破損しまして、病棟の廊下が一部水浸しとなる事例なども発生しております。また、電気設備においても補正予算議案を審議いただいている事例もありますように、空調などの故障発生も増加傾向にございます。こうした建物内部の設備については、当院の築後の年数に加えて、病院は24時間稼動を要する施設であるということで、ほかの施設等に比べて耐用年数が短いことに加えまして、患者さんが入院している状態で修繕工事の困難さ、こういったものも影響しているものと推察しております。

また、議員お話しのとおり、建築時は309床の病床を再編するなどしまして、現在は129床と

なっていることから、管理上非効率となっている面は否めません。さらには、施設の増築や医療機器の電子化などに伴って施設全体の電気容量が逼迫しており、医療機器の更新や医療DXの取組に弊害が出るだけでなく、空調の増設にガスを利用するなど、施設の維持管理が難しい状況にもあります。

続いて、市民アンケート調査についてですが、市民に市立病院の経営状況や今後の見通しが正しく理解された上で回答されているかとのお尋ねですが、今回のアンケートについては、市民の皆様が当院を含む市内の医療機関、それから医療体制、今後望む医療機能についてどのような考え方をお持ちかを調査することを主眼として実施しましたため、経営状況や今後の見通しについての説明は記載しておりません。また、より多くの方に回答していただけるよう、回答に要する時間が長くなることがないよう、設問数や回答方法を設定してきました。

アンケート結果の回答状況は、1,500名発送しまして、約42%の628名の方に回答いただいたところでありますて、集計、分析の結果が出ましたら改めてお知らせをする予定でございます。

今後、病院再整備の方向性や病院の経営状況については、市民説明会や病院かわら版などを通じて周知を図った上で改めて御意見を伺いたいと考えております。

次に、病院改革の進捗と財源の見通し、それから病院事業債の借入れの見込みについてです。

これまでも説明してきましたとおり、物価高騰に伴う経費や、それから人件費の上昇による影響を公定価格である診療報酬が反映し切れておらず、厳しい経営状況に変わりありませんけれども、これまで成果を上げてきてますベッドコントロール指針による病床の有効活用に伴う稼働率の向上や、レセプト改善による医業収益の増加の取組を継続する考えです。

加えて、今年度からは各部署において経営マネジメントの手法であるバランス・スコアカードを作成しまして、目標管理や進捗状況の院内共有を図っているほか、看護体制の見直しによる人員配置の最適化や、業種や部門の垣根を越えた連携によるタスクシェアの推進、それから医師の業務負担軽減に向けた医師事務作業補助者や看護補助者との連携強化など、経営改善に向けた取組を進めています。

なお、全国的に病院の経営が厳しい状況にあるため、今年度新たに創設されました7年度予算において計上しました経営改善推進事業に関する病院事業債については、この5月に3億6,100万円での申請を行っていまして、今後、国との協議を進める予定です。この病院事業債については借入額が経営改善効果額を上限としていますことから、こうした取組を引き続き行ってまいります。

次に、病院を取り巻く情勢については、効率的な医療提供体制を目指す地域医療構想や公立病院の経営効率化を目指す新公立病院経営改革ガイドラインなどの国や北海道の指針などの策定や改定に大きく変化し様々な影響を受けることとなります。そうしたその時々の情勢に対応すべく、病院の在り方を含めた経営の指針として、病院経営強化プランを平成20年度から改編を行いつつ策定をしております。

また、病院の築後年数により、今後の検討が必要であることを見据えて、4年度を開始年度

とするまちづくり総合計画第2期実行・展望計画に病院本体大規模改修改築事業を位置づけておりまして、この計画に基づき劣化度調査を実施してきたところです。

8年度からの展望計画期間においては、改修または改築における8年度から基本計画、それから9年度が基本設計、10年度が実施設計の策定を予定し、各年度2,000万円の事業費を計画しておりましたけれども、今年度、再整備基本方針を策定し、その内容を第2次総合計画へ反映することといたします。

次に、人口予測を見据えた病院のサイズや機能について御質問いただきましたけれども、今後の市立病院の在り方を答申いただくため、検討市民会で協議をいただいているところです。現時点では議論が緒に就いたばかりであり、何か予断を持って検討しているものではございません。まずは市民目線で病院の在り方と目指すべき方向性について御意見をいただくこととしております。

再整備基本方針の策定に向けては、その答申結果を踏まえて方針案を策定し、先日、議会で設置がなされました市立病院の方検討特別委員会にお諮りすることとしております。この特別委員会においては、アンケートの結果など市民からの御意見に加えまして、大規模改修やあるいは建て替え、病院規模などによる事業費用も含めた比較や実質的な市の負担、近隣を含めた人口推移の予測や医療圏の中での当院の役割などをお示しする中で協議をいただく考えです。

最後に、病院を優先するあまり、人口減少に拍車がかかるのでは、とのお尋ねでありますけれども、現在策定を進めております第2次まちづくり総合計画においては、まちのグランドデザインとしての基本構造をはじめとしまして、基本計画で定めた目標を達成するため、具体的な実行・展望計画を策定します。病院の再整備についてもこうした多様な観点から総合的な検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） いろいろ説明していただきありがとうございました。聞き慣れない言葉もあって、少し理解がなかなか追いつかなかったのですけれども、病院は24時間体制なので劣化が早いということと、あと、いろいろなものが壊れてメンテするときには、やはり相当な金額が、お金がかかるということもあって、今後、あり方検討委員会を立ち上げて、今後について話し合うということなんでしょうけれども、4月に立ち上げました市民が入ってのあり方検討委員会の中では、何ゆえ建て替えありきのように誤解を受けてしまうような話合いの進め方になったのかということがとても疑問に思っているのですけれども、今お話を伺っても、意見を聞きながら今後考えていくという御説明だったように私は受け取ったのですけれども、決して決して建て替えありきではないということで納得させていただくことでよろしいのでしょうか、という質問です。

○議長（山居忠彰君） 池田部長。

○経営管理部長（池田 亨君）（登壇） 議員おっしゃられましたように、市民委員会の中では、あくまで建て替えか大規模改修かというのを決めてくださいという、そういったことを委ねるわけではありません。将来の病院の在り方、どういった機能が必要と思われるか、そういうことを示していただいて、それを答申としていただいて、病院の再生本部、それから議員の検討委員会の中で結論づけていくという形で期待をしております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 今後については皆さんの御意見を伺いながら、あと議員も一緒になって、これからについては御相談していくということだと思いますけれども、全部聞き取れなかつたんですけども、稼働率であったりとか各部署、あと人員配置であったり、いろいろなところで工夫をされているということなんですねけれども、その辺りでかなり経費が削減できる見込みがあつてのことなんでしょうか。その辺りは金額的にどれぐらい試算をされて、はつきりした金額はあれですかとも、なかなか数字に表れづらいけれども、工夫をされているのかなと思って伺つたんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山居忠彰君） 中館病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（中館佳嗣君） 現状の経営改善の取組についてです。

御答弁でも申し上げましたが、例えばレセプトの改善、診療報酬をどういうふうに効果的に収入アップを目指すかというところでいうと、例えば昨年度でいうと、年間やはり4,000万円程度の効果が見込めるような取組をしています。ベッドコントロールと申し上げましたのは、やはり病床稼働率をちゃんと上げて有効活用するということが経営改善にも結びつくということで、そういう点での効果が出てきています。

ただ、今後のことについては、例えば病院自体の規模の関係ですとか機能、こういったものをどうしていくかによって大きく変わりますので、それをまた改めて御検討をいただくための資料も用意しなければならないと考えています。

やはり今一番その経営的に厳しい要因としては、経費のほうのアップです。物価上昇、賃金の見直しということがありますので、我々としては法定価格である診療報酬が唯一の収入源ということになりますので、そういう部分での制度での実態に見合った見直しということも当然求めていかなければならないと思いますし、公立病院としての役割をしっかりと全うするために必要な機能というのは維持していかなければならないと思いますので、その点を踏まえて今後の経営の見通しについても併せて検討を進めていくという考えです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 続きまして質問させていただきます。空き家対策を含めた終活に関するガイドブックについて質問させていただきます。

昨年、第2回定例会で私が質問した内容についてのその後の対策を伺います。

先日行われた士別市空き家等対策協議会において、士別市空き家等対策計画の改定について協議の内容が公開されていました。その計画案には、全国規模で空き家の問題が深刻化している中で、空き家等が増加を続けているとあります。課題としては、主に、所有者が管理できない、特定できない、所有者がいないと3つに要因が分類され、課題は多岐にわたるとあります。できれば、所有者が元気な間に考えてもらえる対策が必須です。当市は以前から啓発活動をされて来ていますが、さらなる対策が必要ではないかと思い、質問いたします。

協議会の資料では、令和6年度危険空き家等指導状況において、22棟に電話連絡、文書送付、面会などが33回とあります。職員の方にとって相当な負担と想像いたします。住宅の所有者としては、まだ大丈夫と思いながら、いつの間にか年齢を重ね、突然の病や事故等、持病の悪化で体が動かなくなり、不在となり、意図せず空き家となる場合があるものです。

人生100年時代が叫ばれ、お元気な方が増えるのは大変喜ばしいことですが、御本人が天寿を全うしたときには、子供は70歳代は珍しくありません。自らも定年を過ぎていれば、気持ちはあっても体調面や遠距離であるため、何度も来市することは経済的な負担でしかないとの声は本音でしょう。

昨年の第2回定例会で、身寄りのない高齢の方に対する課題の取組などについて質問いたしました。市からの回答は、自らの死後の諸手続や葬儀、納骨などに関する事務を委託する、死後委託事務などを先駆的に実施している自治体等の事例も参考とし、身寄りのない高齢者等が抱える課題が解決できるよう検討する。また、高齢者世帯への配付を目的とした住まいの終活に関するガイドブックの作成についても検討している、とあります。検討の結果について、状況や方向性などがあればお聞かせください。

皆、できれば元気なままでいたい。人生が終わることなど考えたくないのが本音です。いつかやるが、今はまだ早いと考えるもので。自分亡き後のこととは想像し難く、誰かが片づけてくれるだろうという漠然とした楽観的希望を持っている人もいます。自分の人生が詰まった家や思い出の品々を自らが片づける準備をすることに抵抗があるのは自然なことです。目も耳も頭も若いときに比べ霧がかかった状態にあって、若いときに苦労した、または先祖から受け継いだ財産を自らの代で片づけるなど受け入れ難いと考える人が一定数いると想像します。

住まいの終活に関するガイドブックでは、家財やごみの片づけなどについて触れられていると思いますが、ガイドブックの内容について概要をお聞かせください。併せて、空き家等対策計画の見直し内容についても、主なものをお聞かせください。

最後に、今後の課題についてです。ガイドブックが出来上がったとしても、活用され周知されて初めてつくった意義があります。会議の内容や、今後行われるパブリックコメントの周知は、主にホームページが活用されています。ガイドブックを利用する対象者は、高齢の方が主になると思われることから、ICT情報通信技術とは遠い場所で日常生活を送っている市民に周知し、理解、利用していただく方法が難しいと考えますが、周知方法はどのように考えていらっしゃいますか。

昔のことは覚えていても、新しい情報は入りづらいものです。少し前の世代では、子供の数も多く、親戚も多い家庭が多数派でした。今は生き方の多様性が認められ、様々な人生があります。できれば、人生の後半に差しかかった50代から、頭の片隅に準備の心構えとしてのガイドブックが普及することを希望し、質問といたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（薮中晃宏君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えいたします。

初めに、昨年の第2回定例会における議員の御質問に対する現在の状況についてです。

死後事務委任については、核家族化や少子高齢化が進む現代社会では、頼れる親族がいない、または親族に負担をかけたくないという方々にとって、安心して最期を迎えるための手段として注目されており、道内では、本別町や富良野市の社会福祉協議会等でこの事務を担っています。市では、先駆的に実施しているこれらの取組を参考に、関係する部署や機関と協議を進めしており、令和8年度からの実施に向け検討を進めています。

次に、住まいの終活に関するガイドブックの作成状況です。

ガイドブックについては、市民の皆様が、空き家問題を自分自身の問題として捉えてもらうため、管理されない空き家の発生を未然に防ぐ効果を期待し、作成を検討してきました。本年4月に開催した空き家等対策協議会や関係部局などの意見を踏まえ、士別市住まいの終活ガイドブックとして、本年8月頃の発行に向け準備を進めているところです。

次に、ガイドブックの内容及び周知方法についてです。

ガイドブックでは、一戸建ての住宅などに居住する方が将来に不安を残さず、住まいのこれからを考えるきっかけとなるよう、計画的な家財整理や不動産の利活用方法などを掲載しています。

具体的には、家財整理に関するチェックシートや片づけのアドバイス、ごみ処理方法や連絡先などについて、イラストなどを交え説明するなど、幅広い世代の方に配慮したものとしています。また、ガイドブックの後段には、住まいの終活ノートとして、御自身の情報や緊急連絡先、簡単な家系図を記載でき、また、不動産など円滑な手続の手助けとなる内容としており、元気なうちから住まいの将来を考え、重要性をお伝えする内容となっています。

本ガイドブックの周知については、市ホームページの掲載だけではなく、いきいき健康センターなど高齢者福祉施設や広い年齢層が訪れる図書館、市庁舎などをはじめとした公共施設への配架に加え、お悔やみ手続で来庁された方などにもお渡しすることを考えています。また、発行した際は、広報やメディアなどを活用し、広く周知を行い、幅広い市民の方にガイドブックを御利用いただけるよう努めます。

最後に、士別市空き家等対策計画の見直し内容についてです。

平成27年に策定された空き家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すれば倒壊などの危険性が高く、近隣に悪影響を及ぼす空き家を特定空家に認定し、指導や勧告、解体などの強制執行を行うことができると定められました。

しかし、特定空家になってからの対応には限界があることから、令和5年12月の法改正により、放置した場合、特定空家となるおそれのある空き家を管理不全空き家等と定義して、空き家管理に関する措置が追加されたことから、本計画にも管理不全空き家等に対する指導、勧告などの措置を盛り込み、空き家に関する取組をさらに進める内容に見直しを行うものです。今後、パブリックコメントを行い、本年中の策定を予定しております。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 先ほど、自らの死後の手続等に関する先駆的な取組をされているところが富良野市ともう一つと伺ったんですけれども、当市もできれば、私は社協と市役所と一緒に手を組んで進められるのがよろしいのではないかと思いますが、その辺りの進捗状況をお聞かせください。

あと、法律が変わって強制執行ができるとか、空き家がそのままにならないように法律が変わったということなんですけれども、その辺りはガイドブックには載せているのでしょうか。私はその辺りをもう少し強調するべきだと思う。ほったらかしだと、そのままで、今までだったら何となくそれでもいいような感じがあったと思うんですけれども、やはり御近所迷惑であったり、今後も増え続けるということを考えたときに、少し強引な言い方かもしれないですけれども、法律的に違法なんですよというところを私は強調したらいかがかなと思うんですけども、その辺りのことなどどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） (登壇) 死後事務委任の関係については私どものほうの部署で担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中でも、先例として本別町や富良野市の事業のほうを御紹介をさせていただきました。そして本市でも、先駆的に実施している取組を参考にということで、いずれもその両市町ともに社会福祉協議会が担い手となっておりましたことから、当市の方としても社会福祉協議会様のほうに御相談を申し上げ、それらについて実現できるかどうかの可能性も含めて協議はいたしているところであります。ただ、こちらのほうからまだ、その協議全てを終えておりませんし、事務の体制が整っているという状況でも今ありませんので、確たるお約束を、8年度から実施に向けて、そこが担い手となって進めますというところまでの答弁はできませんけれども、そういうところも視野に入れながら検討を進めているという状況であります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） この中身で、特定空家ですとか倒壊前の空き家が法律に違反することではございませんので、非常に近所の方に迷惑だとか通行人に危険が及ぼすということは書いてありますが、個人の持ち物ですので、最終的には当然個人が処理、処分しなければいけないものであり、家に限らず、自分の財産は自分で管理、最後まで面倒を見るというの

は、これは皆さん同じだと思いますので、家に限ったことではございません。

我々としては、そういったことが、議員の御質問にありましたとおり、なかなか年が行くと体が動かないとか、ついついほったらかしということになりますので、そういったことになる前に、必要なことなんだと、やらなければいけないんですよということをさらに、皆さん分かつてはいるんですけども、周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） ガイドブックの配付については、いきいき健康センターであったり図書館に配付することを御説明いただいたんですけれども、配付しただけではなかなか、持つていってもなかなか見てもらえないのではないかなどと思いますので、プラス、皆さんのが集まるところに行って、今後、やはりこれはずっと長い、これからも課題は続くと思いますので、出向いていって、集まるところに行って説明するとか、理解を促すという方向で考えて、役所としてはそういうお考えはお持ちでしょうか。例えば町内会の集まり、老人クラブは最近少なくなってきたという話もありますけれども、その辺りのほうはどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 先ほども申し上げましたけれども、あくまでも個人の財産、持物ですので、本人が処分しなければいけないというのは皆さん分かっているかと思いますし、これも先ほど言いましたけれども、皆さんにそういったことは、自分でやらなければいけないんですよとか、大切なことですよ、なるべく早くやりましょうということをお伝えするというのがまず任務かなと思います。

ガイドブックを手に取って、分からぬですとか、どうしたらいいんだろうね、ということがあれば、御希望があれば出向いてという御説明は当然必要かと思いますけれども、いついつ説明会やりますので皆さん、ということは今のところは考えておりません。

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時55分散会)